

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (東部振興) 一
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 () 二
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (川越比企振興) 二
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (利根振興) 二
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (NPO活動推進課) 三
- 埼玉県震度情報ネットワークシステム保守点検業務委託に関する入札公告 (消防防災課) 三
- 川越都市計画生産緑地地区の変更 (みどり再生推進室) 五
- 介護保険法によるサービス提供事業者の指定 (介護保険課) 五
- 備前堀土地改良区の定款変更認可 (農村整備課) 六
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課) 六

- 桶川市下日出谷西土地地区画整理組合の解散認可 (市街地整備課) 六
- 上尾都市計画事業伊奈特定土地地区画整理事業の事業計画の変更(第七回)に係る事項の公告 () 六
- 三芳町藤久保第一土地地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 () 七
- 宅地建物取引業者の処分 (開発指導課) 七
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 八
- () 八
- () 八
- () 八
- () 八
- () 八
- () 八
- () 八
- () 九
- () 九
- () 九

告示

- 開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土) 九
- 県道葛和田新堀線の区域の変更 (熊谷県土) 九
- 県道熊谷羽生線の区域の変更 () 一〇
- 県道美土里町新堀線の区域の変更 () 一〇
- 埼玉県告示第七百十六号
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。
なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(HP: www.saiyamaker-npo.net/))により縦覧に供する。
平成二十年十二月十九日
埼玉県知事 上田 清司
一 申請のあった年月日
- 開発行為に関する工事の完了公告 (杉戸県土) 一一
- 選挙管理委員会の招集 (選管委) 一一
- 正誤
○埼玉県規則第一百一号中訂正 (農業政策課) 一一
- 埼玉県規則第一百二号中訂正 () 一一
- 平成二十年十二月八日
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 Pal
三 代表者の氏名
佐藤 昌志
四 主たる事務所の所在地
埼玉県春日部市豊町五丁目十一番五
十号
五 定款に記載された目的
この法人は、障害児(者)に対して、障害児(者)生活サポート事業、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業、地域生活支援事業及びその他の福祉・介護事業等を行い、障害児(者)が安心して日常生活と社会生活を営むことができる地域社会を創造することによって保健福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七百十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十二月十九日
埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成二十年十二月十日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人たすけあいすぎな草加

三 代表者の氏名
渡邊 アキノ

四 主たる事務所の所在地
埼玉県草加市西町千三百七十七番地十五号

五 定款に記載された目的
この法人は、相互扶助の精神に基づ

き、地域福祉の向上を目指し、助け合うことよって、健全かつ多様な生活様式の実現と地域コミュニティの充実に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七百十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十二月十九日
埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成二十年十二月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 日本商標機構

三 代表者の氏名
福島 昇

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市笠幡八百七十二番地二
五 定款に記載された目的
この法人は、個人・中小事業者に対し、商標その他の知的財産に関する知識の教授・相談・情報の提供を行い、もって、経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七百十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十二月十九日
埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成二十年十二月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ラクダ

三 代表者の氏名

三 代表者の氏名
佐藤 聖司

四 主たる事務所の所在地
埼玉県川越市南大塚一丁目五番十七
五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者、障害者、病弱者に対し、介護保険法に基づく介護サービス等に関する福祉事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七百二十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年十二月十九日
埼玉県知事 上田清司

- 一 申請のあった年月日
平成二十年十二月十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人空と雲の家福祉会
- 三 代表者の氏名
吉田 常夫
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県羽生市大字常木千九十五番地
- 五 定款に記載された目的

この法人は、障害の種類や軽重を問わず、希望すれば誰でも利用できる福祉施設づくりを進め、どんな障害にもめげず自立と社会参加をめざす一人一人が、豊かに生きていけるよう支援を行う。そして、すべての人が人として尊敬され、共に生きていける地域・社会づくりに貢献することを目的とする。

埼玉県告示第七百二十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生

活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

- 平成二十年十二月十九日
- 埼玉県知事 上田 清司
- 一 申請のあった年月日
平成二十年十二月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人藍建築工房
- 三 代表者の氏名
本間 藍
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市南区太田窪一八五〇番地一五
- 五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県内を中心としたエリアの女性・高齢者に対し、良好で適正な住宅リフォームやバリアフリー改修工事を提案し、自然や環境に配慮した豊かで健康的な住宅を創造し生活の満足度を高めることを目的とする。

埼玉県告示第七百二十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

- 平成二十年十二月十九日
- 埼玉県知事 上田 清司
- 一 申請のあった年月日
平成二十年十二月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
埼玉県告示第七百二十三号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成二十年十二月十九日

埼玉県知事 上田 清司

一 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
埼玉県震度情報ネットワークシステム保守点検業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
契約締結日から平成21年3月25日(水)まで
- (4) 履行場所
埼玉県危機管理防災部消防防災課が指定する場所
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセント

- 三 代表者の氏名
山森 康弘
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市緑区宮本二丁目四番地一九号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、会員の協働による運営の基、保育が必要とされる小学校児童の豊かで安全な放課後及び学校休業日の生活の場を築くことにより、児童の心身の健やかな発達を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的とする。

に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。
 - (3) 公告日から入札日までの期間に、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
 - (4) 公告日から入札日までの期間に、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
 - (5) 過去3年間に国又は都道府県が実施した地震観測の機器及びシステムの保守点検業務を受託し、完了した実績を有する者であること。
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒330—9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県危機管理防災部消防防災課地震対策担当 電話048—830—3184
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。
 - (3) 入札説明会の場所及び日時
ア 場所
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎3階災害情報連絡室
イ 日時
平成21年1月6日（火）午前11時
 - (4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎3階災害情報連絡室
イ 日時
平成21年1月19日（月）午前10時

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に、入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (2) 入札者に要求される事項
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
イ 入札者は、入札書を指定の日時及び場所に提出しなければならない。
- (3) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。
ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書
- (4) 契約書作成の要否
- (5) 落札者の決定方法
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無
無

(7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第十七百二十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文、第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号及び第二号並びに第五十三条第一項本文の規定により平成20年11月指定事業者

介護保険 事業所番号	事業所名称	事業所所在地	サービス種類	申請者名称	指定年月日
1161890078	さいゆう介護ステーション	草加市北谷 1-16-21	特定福祉用具販売	有限会社メダイトピア	平成20年11月1日
1161890078	さいゆう介護ステーション	草加市北谷 1-16-21	特定介護予防福祉用具販売	有限会社メダイトピア	平成20年11月1日
1170204042	めろん訪問介護	川口市青木 2-5-24	訪問介護	シニアライフサポート株式会社	平成20年11月1日
1170204042	めろん訪問介護	川口市青木 2-5-24	介護予防訪問介護	シニアライフサポート株式会社	平成20年11月1日
1170204059	いちごダイサービス	川口市青木 2-5-24	通所介護	シニアライフサポート株式会社	平成20年11月1日
1170204059	いちごダイサービス	川口市青木 2-5-24	介護予防通所介護	シニアライフサポート株式会社	平成20年11月1日
1170204067	ケアサービス来夢	川口市栄町二丁目3番3号103号室	訪問介護	有限会社 夢工房	平成20年11月1日
1170204067	ケアサービス来夢	川口市栄町二丁目3番3号103号室	介護予防訪問介護	有限会社 夢工房	平成20年11月1日
1170601635	応援家族ハーモニーライフ庄和館	春日部市西金野井64-24	特定施設入居者生活介護	株式会社 応援家族	平成20年11月1日
1170601635	応援家族ハーモニーライフ庄和館	春日部市西金野井64-24	介護予防特定施設入居者生活介護	株式会社 応援家族	平成20年11月1日
1170601643	居宅介護支援事業所まぶら	春日部市豊町二丁目7番地2	居宅介護支援	株式会社 まごころ	平成20年11月1日
1171101312	訪問介護 桜	北葛飾郡松伏町松伏538番地3	訪問介護	株式会社 桜	平成20年11月1日
1171101312	訪問介護 桜	北葛飾郡松伏町松伏538番地3	介護予防訪問介護	株式会社 桜	平成20年11月1日
1171800731	おひさま介護サービス 草加	草加市氷川町2125-4	居宅介護支援	株式会社日本エルダリーケアサービス	平成20年11月1日
1171900911	ケアビジョン戸田	ウシヤマビル402	訪問介護	株式会社 ビジューアル ビジョン	平成20年11月1日
1171900911	ケアビジョン戸田	戸田市下前一丁目15番13号	介護予防訪問介護	株式会社 ビジューアル ビジョン	平成20年11月1日

埼玉県告示第十七百二十四号
川越市から川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生推進室において縦覧に供する。
平成二十年十二月十九日
埼玉県知事 上田清司

り、次の者をサービス提供事業者として指定した。
平成二十年十二月十九日
埼玉県知事 上田清司

1172000471	デイサービス	ふるさと	1172000471	デイサービス	ふるさと	1172000471	デイサービス	ふるさと	1172000471	デイサービス	ふるさと
1172503011	所沢悠生苑居宅介護支援事業所	所沢市くすのき台三丁目12番地1	1172701185	ケアウエル狭山店	狭山市鶴ノ木13—37	1172701185	ケアウエル狭山店	狭山市鶴ノ木13—37	1172701185	ケアウエル狭山店	狭山市鶴ノ木13—37
1173101898	デイサービス	熊谷市上之2032番地2	1173600469	リゾ・ライフ	北埼玉郡大利根町砂原字中谷287番地1	1174900777	ケアホーム楓	秩父市荒川上田野768番地	1174900777	ケアホーム楓	秩父市荒川上田野768番地
1173600469	リゾ・ライフ	北埼玉郡大利根町砂原字中谷287番地1	1174900777	ケアホーム楓	秩父市荒川上田野768番地	1174900777	ケアホーム楓	秩父市荒川上田野768番地	1174900777	ケアホーム楓	秩父市荒川上田野768番地
1174900777	ケアホーム楓	秩父市荒川上田野768番地	1174900777	ケアホーム楓	秩父市荒川上田野768番地	1174900777	ケアホーム楓	秩父市荒川上田野768番地	1174900777	ケアホーム楓	秩父市荒川上田野768番地
1174900777	ケアホーム楓	秩父市荒川上田野768番地	1174900777	ケアホーム楓	秩父市荒川上田野768番地	1174900777	ケアホーム楓	秩父市荒川上田野768番地	1174900777	ケアホーム楓	秩父市荒川上田野768番地

埼玉県告示第七百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十年十二月十二日認可した。

平成二十年十二月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

備前堀土地改良区

二 事務所の所在地

北埼玉郡騎西町

埼玉県告示第七百二十七号

測量計画機関の長である和光市長野木実から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十

四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。	平成二十年十二月十九日	埼玉県知事 上田清司
一 測量計画機関	和光市	
二 作業種類	公共測量(空中写真撮影)	
三 作業地域	和光市全域	
四 作業期間	平成二十年十二月一日から平成二十一年三月二十三日まで	

埼玉県告示第七百二十八号

測量計画機関の長である上尾市瓦葺東部土地区画整理組合理事長黒須喜作から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第九十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年十二月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

上尾市瓦葺東部土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量(出来形確認測量)

三 作業地域

上尾市大字瓦葺地内(上尾市瓦葺東部土地区画整理地内)

四 作業期間

平成二十年十二月十一日から平成二十一年三月十九日まで

埼玉県告示第七百二十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第四十五条第二項の規定により、桶川市下日出谷西土地区画整理組合の解散を認可した。

平成二十年十二月十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百三十号

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地

区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十年十二月十九日

埼玉県知事 上田清司

一 土地区画整理事業の名称

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業

整理事業

二 施行者の名称

埼玉県

三 施行地区

北足立郡伊奈町大字大針字中田、字北原、字向原、字北及び字大里の各一部

北足立郡伊奈町大字羽貫字前田の全部並びに字八幡谷、字寺下、字中、字原、字谷畑及び字平谷の各一部

北足立郡伊奈町大字小針新宿字石神井、字向原、字中井分、字塚越、字下

の谷及び字辻ヶ後の各全部並びに字高野屋敷、字在家前、字梶川、字中島及び字川口の各一部

北足立郡伊奈町大字小針内宿字戸崎前、字台下、字薬師堂根、字向原、字宿之内及び字相野谷の各全部並びに字土井、字向小針及び字内谷の各一部

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

昭和三十七年三月三十一日まで(清算期間五年を含む。)

商号又は名称 株式会社 レジェンドホーム	宅地建物取引業者	
	氏名(法人にあっては代表者の氏名) 柳下 浩利	主たる事務所の所在地 川越市鯨井新田一番地八 三吉ビル一〇二

埼玉県告示第七百三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十二月十九日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成二十年十一月十七日

指令本整第二二〇〇〇三二一号

二 検査済証番号

平成二十年十二月十一日第六十六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

児玉郡美里町大字小茂田字日ノ待八七〇一、八七一、八七四、八七五

(第二工区)

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
さいたま市南区根岸一丁目五番五号
生活協同組合 さいたまコープ
理事長 佐藤 利昭

埼玉県告示第七百三十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十二月十九日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成二十年十一月十七日

指令本整第二二〇〇〇三二一号

二 検査済証番号

平成二十年十二月十一日第六十七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

児玉郡美里町大字小茂田字向田八四六、八四七、八四九、八四九先道

路(第三工区)

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
さいたま市南区根岸一丁目五番五号
生活協同組合 さいたまコープ
理事長 佐藤 利昭

埼玉県告示第七百三十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十二月十九日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成二十年六月十八日

指令杉整第二〇〇〇一〇一〇号

二 検査済証番号

平成二十年十二月二十二日第六十八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字東大輪字南割畑一三二九一、一三三〇一、一三三一〇、一三三一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久喜市中央四丁目九番五四号
株式会社 カクダイ建築設計事務所
代表取締役 蓮実 久司

埼玉県告示第七百三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十二月十九日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成二十年十月二十一日

指令杉整第二〇〇一〇六〇号

二 検査済証番号

平成二十年十二月二十二日第六十九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷲宮町大字西大輪字川原一四三九一、一四三九二、一四三九三、大字東大輪字中島二三一四一、二三一四二、二三一四三、二三一四四、二三一四五、二三一五六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久喜市本町八丁目六番四一号
株式会社 吉川建設
代表取締役 吉川 吉五郎

埼玉県告示第七百三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年十二月十九日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成二十年八月七日

指令東整第二〇〇〇三二〇号

二 検査済証番号

平成二十年十二月二十二日第七十号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡ときがわ町大字玉川字伊勢台一〇八五、一〇八六の一部、一〇八七の一部、一一四二、一一四三、一一五一、一一五二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 新潟県新潟市南区清水四五〇一番地
 一
 株式会社 コメリ
 代表取締役 捧 雄一郎

二 検査済証番号
 平成二十年十二月十五日
 第二〇〇〇六六号
 三 開発区域に含まれる地域の名称
 比企郡嵐山町大字古里字尾根四四八
 四

一 許可番号
 平成二十年十一月十三日
 第二〇〇〇八八〇号
 二 検査済証番号
 平成二十年十二月十五日
 第二〇〇一〇一〇号

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
 平成二十年十二月十九日
 埼玉県東松山県土整備事務所長
 亀井清司

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十八号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 比企郡嵐山町大字古里四一五一一
 関根 貴裕

三 開発区域に含まれる地域の名称
 比企郡小川町大字高谷字日影山二六
 六九一六

一 許可番号
 平成二十年三月二十四日
 第一九〇一七七〇号
 二 検査済証番号
 平成二十年十二月十五日
 第二〇〇〇九六号

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
 平成二十年十二月十九日
 埼玉県東松山県土整備事務所長
 亀井清司

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六十九号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 比企郡小川町大字高谷一二三三一
 九一二五〇二
 長嶋 伸次

三 開発区域に含まれる地域の名称
 比企郡川島町大字芝沼字八幡一三九
 一、一四〇一三

一 許可番号
 平成十九年八月二十一日
 第一九〇〇五一〇号

平成二十年十二月十九日
 埼玉県東松山県土整備事務所長

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七十号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 上尾市弁財一七一一四
 油機工業 株式会社 代表取締役
 前場 武勇

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 平成二十年十二月十九日
- 一 道路の種類 県道
 - 二 路線名 葛和田新堀線
 - 三 道路の区域

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川倫正

新	旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
熊谷市玉井南三丁目一番一地从先から同市高柳字神明坪五一番一地从先まで				一一・二一〇 三三・一〇〇	三三五・二〇	地方特定道路(改築)整備工事による。

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十二月十九日から三十日間埼玉県熊谷県土整備部道路環
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川倫正

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷羽生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
		区 間	七・〇〇 一六・七〇	一七六・五〇	備 考
			一〇・一〇 一六・七〇		地方道路交付金(交通安全)整備工事による。

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年十二月十九日から三十日間埼玉県熊谷県土整備部道路環
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年十二月十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川倫正

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 美土里町新堀線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
		区 間	一八・〇〇 一八・一〇	三六・五五	備 考
			一八・〇〇 二六・七五		熊谷市土地区画整理事業による。

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成二十年十二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

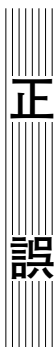
平成二十年十二月十九日
埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川 倫 正
一 道路の種類 県道
二 路線名 美土里町新堀線
三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	熊谷市拾六間字後原七一六番一地先から同市拾六間字後原七一 一番四地先まで		一八・〇〇 一八・〇〇	三七・八五	熊谷市土地区画整理事業による。
旧			一八・〇〇 二六・八〇		

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五百十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

久喜市吉羽二丁目一五番地一
北藤 幸助



埼玉県選管告示第四百四十八号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十年十二月十九日
埼玉県選挙管理委員会委員長

加藤 憲

埼玉県規則第百一号(平成二十年十二月五日第二千三十七号) 中訂正

埼玉県規則第百二号(平成二十年十二月五日第二千三十七号) 中訂正

ページ 段 行

二 下 前から四

ページ 段 行

三 上 前から十三

誤

平成二十年十二月一日から施行する。ただし、様式第一号から様式第十七号までの改正規定は、公布

第一条中第二十四条の七の改正規定(「農事組合法人」を「解散した農事組合法人の清算人」に改める部分を除く。)及び第二十八条第二項の改正規定(民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十九条)を「法第七十二条の十二の八」に改める部分に限る。)は平成二十年十二月一日から、第二条の規定は

一 許可番号

平成二十年十二月五日

指令杉整第二〇〇一四三〇号

二 検査済証番号

平成二十年十二月十二日

杉整第一三二〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字上川崎字裏五九

六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

ロ その他

イ 備前堀、葛西用水路、見沼代用水及び元荒川上流の各土地改良区の総代総選挙について

の改正規定は、公布

公布

正
第二条の規定は、

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 〇四八―八二四―二二二一(代表)
埼玉県 埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)